

予納金納付(納入)申出書		
(申出日)令和 <b>7</b> 年 <b>3</b> 月 <b>28</b> 日		
(宛先)高浜町長		
納税者 (特別徴収義務者)	住所 (所在地)	<b>福井県大飯郡高浜町宮崎第86号23番地2</b>
	氏名 (名称)	<b>赤ふん 坊や</b>
	生年月日	<b>昭和 63 年 6 月 1 日</b>
予納理由	<b>海外出国のため。</b>	
<p>地方税法第17条の3第1項第1号の納付又は納入すべき額が確定しているが、その納期が到来していない徴収金、又は第2号の最近において納付し、又は納入すべき額の確定が確実と認められる徴収金をあらかじめ次のとおり納付(納入)します。</p> <p>●添付書類:前年中の所得等の状況が確認できる書類(源泉徴収票や確定申告の写し等)</p>		
税目	金額	納付(納入)予定日
令和 <b>7</b> 年度 町・県民税 及び森林環境税	<b>50,000</b> 円	令和 <b>7</b> 年 <b>3</b> 月 <b>28</b> 日

(参考)

地方税法(地方税の予納額の還付の特例)

第17条の3 納税者又は特別徴収義務者は、その申出により次に掲げる地方団体の徴収金として納付し、又は納入した金額があるときは、その還付を請求することができない。

- 1 納付し、又は納入すべき額が確定しているが、その納期が到来していない地方団体の徴収金
- 2 最近において納付し、又は納入すべき額の確定が確実であると認められる地方団体の徴収金
- 2 前項各号に掲げる地方団体の徴収金として納付し、又は納入された地方団体の徴収金の全部又は一部につき、法律又は条例の改正その他の理由によりその納付又は納入の必要がないこととなつたときは、その時において過誤納金が納付され、又は納入されたものとみなして、前二条の規定を適用する。

地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)

45 地方税の予納

納税の便宜を図るため、納税者又は特別徴収義務者は、納付し、又は納入すべき額が確定している地方団体の徴収金でその納期が到来していないもの又は最近において納付し、若しくは納入すべき額の確定が確実であると認められる地方団体の徴収金については、あらかじめ納付し、又は納入することができるものであること。(法17の3)